

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 産業労働部 流通・通商課

法令名	卸売市場法			法令の番号	昭和46年法律第35号					
許認可等の種類	業務規程の変更の承認			根拠条項	第64条第1項					
審査基準	<p>1 申請が、卸売市場法第57条第1項（業務規程に係る部分に限る。）に該当するときは、承認しない。</p> <p>2 申請が、次の各号の一に該当するときは、承認しないことができる。</p> <p>一 当該申請に係る変更に対応する理由があると認められないとき。</p> <p>二 変更後の業務規程が、特定の卸売業者、買受人その他市場関係者に対し、不当に不利益を及ぼすと認められるとき。</p> <p>三 変更後の業務規程が、当該卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不相当であると認められるとき。</p> <p>3 その他、承認することが適当でないときと認められるときは、承認しないことができる。</p>									
	受付機関	流通・通商課	処理機関	流通・通商課	交付機関	流通・通商課	標準処理期間	13日	目次	4
							標準経由期間	日	N O .	